

接続約款変更届出書

令和3年2月26日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

接続約款変更届出書

令和3年2月26日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は しまつやまいっちょうめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあさ ひでお
湯浅 英雄

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの
で届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧																								
<p>第 15 章 雑則</p> <p>(略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第 96 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、接続申込者から請求があるときは、第 40 条の 2 (移動無線装置に係る確認試験の実施) 及び第 40 条の 3 (接続申込者の請求による移動無線装置の試験) に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第 38 条の 2 (業務支援システムの利用に関する申込み) に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第 38 条の 3 (a u I C カードの貸与に係る請求) に規定する a u I C カードの貸与に係る請求に関する情報、第 38 条の 4 (業務支援端末の貸与に関する申込み) に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2-1 から 2-6 に規定する料金、料金表第 1 表(接続料金) 第 1 の 2 (将来原価方式による算定対象の網使用料) 2 (料金額) 2-1 から 2-2 に規定する料金について第 75 条(接続料金の遡及適用) 第 2 項に基づき変更した後の料金並びに料金表第 4 表(その他の費用) 第 1 (a u I C カードの貸与に係る費用の額) に規定する料金について、実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第 1 表(接続料金) 第 1 の 2 (将来原価方式による算定対象の網使用料) 2 (料金額) 2-1 から 2-2 に規定する料金の予測原価、<u>予測正味固定資産価額</u>及び<u>予測需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。)</u>に用いた<u>算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)</u>、及び第 75 条(接続料金の遡及適用) 第 2 項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報を当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 L T E 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA 電波連携分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 20%;">適用対象期間</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">料 金 額</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考							<p>第 15 章 雑則</p> <p>(略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第 96 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、接続申込者から請求があるときは、第 40 条の 2 (移動無線装置に係る確認試験の実施) 及び第 40 条の 3 (接続申込者の請求による移動無線装置の試験) に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第 38 条の 2 (業務支援システムの利用に関する申込み) に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第 38 条の 3 (a u I C カードの貸与に係る請求) に規定する a u I C カードの貸与に係る請求に関する情報、第 38 条の 4 (業務支援端末の貸与に関する申込み) に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2-1 から 2-6 に規定する料金、料金表第 1 表(接続料金) 第 1 の 2 (将来原価方式による算定対象の網使用料) 2 (料金額) 2-1 から 2-2 に規定する料金について第 75 条(接続料金の遡及適用) 第 2 項に基づき変更した後の料金並びに料金表第 4 表(その他の費用) 第 1 (a u I C カードの貸与に係る費用の額) に規定する料金について、実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第 1 表(接続料金) 第 1 の 2 (将来原価方式による算定対象の網使用料) 2 (料金額) 2-1 から 2-2 に規定する料金の予測原価、<u>予測利潤</u>及び<u>予測需要の具体的な予測値の算定方法</u>、及び第 75 条(接続料金の遡及適用) 第 2 項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報を当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 L T E 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA 電波連携分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 20%;">適用対象期間</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">料 金 額</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考						
区	分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考																				
区	分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考																				

新					旧				
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>268,275円</u>	月額		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>277,905円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>26,827円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>27,790円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>219,830円</u>	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>253,948円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,983円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>25,394円</u>	月額
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>184,192円</u>	<u>月額</u>					
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>18,419円</u>	<u>月額</u>					

2-1の2 LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>268,275円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>26,827円</u>	月額

2-1の2 LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>277,905円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>27,790円</u>	月額

新					旧				
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>219,830円</u>	月額	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>253,948円</u>	月額	
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,983円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>25,394円</u>	月額	
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>184,192円</u>	<u>月額</u>					
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>18,419円</u>	<u>月額</u>					

2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>268,275円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>26,827円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>219,830円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,983円</u>	月額
<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>184,192円</u>	<u>月額</u>	
	<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>18,419円</u>	<u>月額</u>	

2-2 直収パケット回線管理機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>277,905円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>27,790円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>253,948円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>25,394円</u>	月額

2-2 直収パケット回線管理機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

新					旧				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
直収パケット回線管理機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	82円	月額	直収パケット回線管理機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	82円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>81円</u>	月額		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>77円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>78円</u>	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>74円</u>	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>76円</u>	<u>月額</u>					
(略)					(略)				
<u>附則（令和3年2月26日KDDI移企調第1964号及びOCT技第20-103号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は令和3年3月31日から実施します。</u>									